

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成24年10月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第 3号 農地法第18条第6項の解約通知について
- 報第 4号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について

その他

出席委員 34名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員 | 2番 鶴 卷 純 一 委員 |
| 3番 清 水 栄 委員 | 4番 村 井 善一郎 委員 |
| 5番 熊 倉 睦 委員 | 6番 捧 譽 委員 |
| 7番 阿 部 眞佐雄 委員 | 8番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 9番 佐 藤 満 委員 | 10番 金 子 純 一 委員 |
| 11番 内 山 清 委員 | 12番 大 竹 一 雄 委員 |
| 13番 鶴 卷 俊 樹 委員 | 14番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 15番 山ノ内 正 委員 | 16番 大 竹 正 信 委員 |
| 17番 廣 川 哲 也 委員 | 18番 田 邊 稔 委員 |
| 19番 五十嵐 俊 雄 委員 | 20番 坂 井 和 弘 委員 |
| 21番 阿 部 銀次郎 委員 | 22番 野 水 敏 秋 委員 |
| 23番 野 崎 文 夫 委員 | 24番 高 山 博 委員 |
| 25番 佐 藤 裕 雄 委員 | 27番 星 野 英 治 委員 |
| 28番 藤 田 吉 則 委員 | 29番 渡 邊 一 英 委員 |
| 30番 原 正 利 委員 | 31番 小 師 勉 委員 |
| 32番 目 黒 伸 一 委員 | 33番 山 田 佳 典 委員 |
| 34番 蒲 澤 正 委員 | 35番 小 林 六 一 委員 |

欠席委員 1名

26番 阿部 新一郎 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 大坂 純 司

事務局 次 長 渡 邊 博 之

経営基盤係副参事 麦 倉 政 勝

農地係主任 堀 江 定 昭

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

定刻になりましたので、10月の定例総会をこれより開催したいと思います。

まず最初、私のほうから皆様に対してお詫びを申し上げなければならない事項がございます。

皆さんご承知のとおり、9月の総会に体調を壊しまして、持病が再発しまして、これも偏に自分の日頃の行いが悪かったのではないかと考えておる次第でございます。本当に皆様に対してご迷惑をおかけしましたこと、この席をお借りしましてお詫び申し上げます。

それでは、10月に入ってから私が参加した事業について報告させていただきます。10月12日に皆さんご承知のとおり、南蒲原農業委員会の研修をおお乃さんで行いました。大多数ご出席していただきまして、ありがとうございました。

その中で、「人・農地プラン」に対して農政局の南雲裕治様よりご講演賜ったわけですが、何かと皆さんにとって色々な教えがあったのではないかと考えておる次第でございます。

また、10月18日に新潟で第386回県農業会議常任議員会議がありました。その席でも議案全てを終了した後、「人・農地プラン」について農政局の方より説明がございましたが、最初の「人・農地プラン」の内容よりもはるかに進展しているなどと思って聞いておりました。最初の「人・農地プラン」の内容については、いささかその地域、地域にとって問題点がありましたが、その問題点を色々検討しながら、今現在のところ進めている状況で、そういう内容でしたが、解決して頂いたということでございます。今後も来年の3月までには、何とか問題点を修復しながら、来年以降きっちりとした足並み揃えてやっていきたいという見解でございました。

そして、10月19日には農政対策部会が来年度の予算についてどのように要請したら良いかで集まって頂いた訳でございます。後ほど報告で皆さんに発表いたしますが、皆さんの考えがあると思いますが、一人一人の意見を頂戴しまして、纏めていかなければならないのではと考えておる次第でございます。

そして、今日の総会が終了後、11月13日市長と面談して、この要請を提出したい

と思っておる次第でございます。私と会長代理と農対の正副部長、それから市議会から推薦されております阿部銀次郎委員、そして鶴巻俊樹委員より同席して頂いて、要請して行きたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

私のほうからは、目新しい報告はございませんが、先般農協さんへ用事があって行きましたら、最終等級でありませんが、等級比率が10月25日付で出たということで聞きましたところ、1等比率が若干落ちて、78%という形になっておる次第でございます。この中越地区は、皆さんご承知のとおり中之島を除いて、あと殆ど等級比率が良かったということをお聞きされております。そして、中之島、見附が大分悪いということの中で田上が一番最高記録残したということでございますが、最終的に見ますと、やはり個人差が相当開いているのではないかという見解でございます。これは、天候一つでございますので、やむを得ないのではないかとおっしゃっている訳でございますが、ちなみに非常に悪い地域は五泉、村松、刈羽、出雲崎、そして佐渡という話を伺っております。特に五泉方面は、1等比率10%いかないという話も伺っておりますので、この辺は少しでも良いのではないかと楽観はしております。そういうことで皆様に報告させていただきます。

これより総会に入りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名、出席34名、欠席1名で会議は成立いたします。

議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。7番、阿部委員、29番、渡邊委員を指名いたしますので、宜しくお願いいたします。

早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

議第1号『農用地利用集積計画について』説明いたします。

9ページをご覧ください。新規設定9件、3万3,003.91㎡、再設定46件、24万3,031.42㎡であります。合計で56件、27万6,035.33㎡であります。

戻りまして、1ページの65番から順に説明いたします。

65番は、如法寺地内の農地2筆、3,965㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

66番は、月岡地内の農地4筆、1,985㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

67番は、濁沢地内の農地2筆、3,821㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

68番は、井栗3丁目地内の農地1筆、1,031㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

70番は、曲谷地内の農地1筆、864㎡を新規により6年間利用権設定するもので

あります。

71番は、曲谷地内の農地2筆、2,319㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

72番は、金子新田ほか地内の農地8筆、1万1,552.91㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

73番は、月岡地内の農地8筆、3,002㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

次の74番から9ページの119番までの46件につきましては、再設定でありますので、説明を略させていただきます。

続きまして、9ページの120番でございますけれども、120番は遅場地内の農地4筆、4,464㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

いずれも申請人の書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

質疑に入る前に先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告願います。

第3調査部会長は、坂井代理の隣に着席願います。

4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

第3調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第3調査部会は、10月25日午前9時より厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、坂井会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件につきまして意見決定を経て、午前10時30分に閉会いたしました。

只今意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定10件、再設定45件、合計件数55件、面積にして27万6,035.33㎡で、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくにしてご発言が無いようですので、お諮りいたします。議第1号につきましては、只今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

異議ないものと認めます。

議長(野崎会長)

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(大坂事務局長)

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』説明いたします。

11ページをご覧願います。今月の申請は、10件の申請で、合計1万3,451㎡であります。

戻りまして、10ページの34番から順に説明いたします。

34番は、東本成寺地内の農地1筆、2,358㎡を譲受人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約250万円であります。

35番は、直江町4丁目地内の農地1筆、16㎡を譲受人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約1,000万円であります。

36番は、西中地内の農地5筆、2,037㎡を譲受人が代替地取得のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約125万円であります。

37番は、中曾根新田地内の農地1筆、4,256㎡を譲受人が代替地取得のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約120万円であります。当番の譲受人の耕地面積は10aとなっておりませんが、譲受地42aと合計で50aを超えることと、譲受人の所有農地は生産法人への貸付地を含めて107aあることを申し添えておきます。

38番は、原地内の農地3筆、405㎡を譲受人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約40万円であります。

39番は、中野原地内の農地2筆、1,096㎡を譲受人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約300万円であります。

40番は、猪子場新田地内の農地5筆、1,585㎡を同一世帯内後継者の譲受人が相手方の要望により、贈与により取得するものであります。

41番は、長沢地内の農地2筆、39㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が贈与により取得するものであります。

また、競落報告が2件ございます。

42番は、西中地内の農地1筆、231㎡を譲受人が経営規模拡大を図るため、競落

により取得したものであります。価格は、10a当たり約80万円であります。また、本件は8月総会の附帯決議によりまして、9月27日付で許可済みであります。

43番は、福島新田地内の農地2筆、1,428㎡を譲受人が経営規模拡大を図るため、競落により取得したものであります。価格は、10a当たり約410万円であります。また、本件は9月総会の附帯決議によりまして、10月18日付で許可済みであります。

いずれも申請人の書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、下限面積を超えているなどから、許可要件を全て満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの6件、贈与によるもの2件、合計件数8件、面積1万3,451㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも譲受人の経営面積、機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、競落による報告分として2件、1,659㎡の報告がありました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言願います。

しばらくにして発言が無いようですので、お諮りいたします。議第2号につきましては、調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

12ページをご覧願います。今月の申請は、2件の申請で、合計197㎡であります。

20番から順に説明いたします。

20番は、直江町3丁目地内の農地1筆、159㎡を売買により取得し、駐車場5台の用地に計画変更したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万円であります。場所につきましては、旧斎場から西へ200m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

21番は、直江町3丁目地内の農地1筆、38㎡を前番20番と一体利用で、駐車場5台の用地に変更したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万円であります。場所につきましては、旧斎場から西へ200m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を全て満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして2件、面積にして197㎡で、現地調査を含む書類審査並びに事務局の現地確認結果などの詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご発言が無いようですので、お諮りいたします。議第3号につきましては、調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』説明いたします。

14ページをご覧願います。今月の申請は、7件の申請で、合計2,981㎡であります。

戻りまして、13ページの79番から順に説明をいたします。

79番は、先ほど事業計画変更承認申請2件の一体利用であります。農地法第5条の許可要件でありますので、説明を省略させていただきます。

80番は、曲淵2丁目地内の農地2筆、1,719㎡を売買により取得し、宅地造成9区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万5,000円であります。場所につきましては、田島橋南詰、五十嵐川左岸堤防から南側へ300m付近です。農用地区分は、第3種農地に該当しております。

81番は、直江町4丁目地内の農地1筆で、231㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万円あります。場所につきましては、旧斎場から西へ200m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しています。

82番は、栗林地内の農地2筆で、199㎡を売買により取得し、住宅1棟、カーポート2台の用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万7,000円あります。場所につきましては、上林小学校から西へ100m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

83番は、泉新田地内の農地1筆、221㎡を使用貸借権の設定により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、貝喰新田集落内の北側で、貝喰川左岸堤防から東側へ50m付近でございます。農用地区分は、第3種農地に該当しています。

84番は、福島新田地内の農地1筆で、174㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万5,000円あります。場所につきましては、美里団地地内の北側で、県道坂井猪子場新田線から西側へ70m付近です。農用地区分は、第3種農地に該当しております。

85番は、中野原地内の農地1筆で、240㎡を売買により取得し、住宅1棟、駐車場3台の用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万3,000円あります。場所につきましては、笹岡小学校から東側へ100m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を全て満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして7件、面積にして2,981㎡で、80番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果な

ど、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

どうもありがとうございました。

質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

しばらくにして発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議ないものと認めます。

なお、只今許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第3調査部会長は、自席へお戻りください。

議長（野崎会長）

以上、議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、議事の中で報告頂いておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

報第2号『農政対策部会の結果報告について』部会長より報告願います。

農政対策部会長は、坂井代理の隣に着席願います。

22番、野水委員。

農政対策部会長（22番野水敏秋委員）

農政対策部会の審議結果についてご報告いたします。

農政対策部会は、9月総会で付託を受けました平成25年度三条市農林関係予算の要望についてを審議するため、去る10月9日、10月18日に会長と会長代理、農政対策部会の正副部会長で打合せ会議を行い、要望項目を整理しました。

そして、10月19日午後2時から厚生福祉会館第1集会室で農政対策部会を開催し、この付託案件を審議いたしました。その結果、お手元に配付してあります報第2号の資料のとおり10項目を精査し、市長に要望することといたしました。本年度は、施策事業には予算が伴うとの考え方から、要望表題を平成25年度三条市農林関係の要望についてとし、内容は施策事業の計画、または必要性の要望となっております。

会議の中で農地を適正に管理するためには、農道、水路などの整備が重要であり、多くの要望があるにもかかわらず、十分に答えられていない農林土木事業の関係や、山ヒル対策、籾殻の堆肥化関係についての意見が出されました。これらのことは、市長への

面談の際に口頭で伝えることで決まりました。この要望につきましては、総会後の日程調整で11月13日午前10時15分に野崎会長、坂井会長代理、農政対策部会の正副部会長3人、それに議会議員の鶴巻委員からも同行いただき、計6名で市長に面会して提出する予定であります。

その他農政対策部会では、不作付地の活用推進について、事業用資産の買い換え特例の改正についての報告を受けました。詳しくは事務局から説明がされます。

以上で農政対策部会の報告を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございます。

以上、報告終わりましたが、内容については皆さんそれぞれこの要望書について目通ししていただければわかるかと思うのですが、皆様のほうで何かご質問、ご発言がございましたらお願いしたいと思います。

今野水農政対策部会長が言われたように、今回は文言で語って要請していったほうが良いのではという結論に達しまして、口頭では農林土木事業、山ヒル、このほか農業に関する、施設というものを市長に問いかけるという形の中でいきたいと思っておる次第でございますので、よろしくお願い申し上げます。

何かございませんか。

なければ、農政対策部会の結果報告についてを終わります。

農政対策部会長、自席へお戻りください。

議長（野崎会長）

それでは、報第3号から報第5号まで続けて事務局より報告願います。

事務局（大坂事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

報告の中でご質問ございましたら、ご発言願いたいと思います。

発言が無いようですので、報告事項を終わります。

その他皆様から、せっかくの機会ですので、何かご発言あったらお願いしたいと思います。

発言が無いようですので、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、14番、村山委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。11月26日午前9時から、厚生福祉会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員の出席を、お願いします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

11月26日、第1調査部会という報告がございましたので、関係委員の方は必ず出席をお願いいたします。

なお、来月の総会は30日を予定しております。

長時間に亘ってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時10分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

議 事 録 署 名 委 員 (7 番)

議 事 録 署 名 委 員 (2 9 番)
